

退職年金受給資格者の皆様へ

平成30年度の所得調査について

日頃より本会の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地方議会議員の年金制度は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）に基づき、平成23年6月1日をもって廃止となりましたが、既に退職年金、遺族年金を受給されている方及び受給資格がある方については、引き続き、給付の対象となることとされました。

一方で、退職年金の支給については、既にご案内しておりますとおり、同法律の規定に基づき「前年の所得に応じた退職年金の支給停止措置の強化」が図られたところです（2・3頁参照）。

このため共済会では、前年までに議員を退職したすべての退職年金受給者及び受給資格者の方について、毎年6月にその前年分の所得調査を行っております。

平成30年度においても、以下のとおり所得調査を行いますので、お知らせいたします。

なお、退職年金受給資格者の皆様においては、本調査に関してお手続きの必要はありません（所得調査許諾書を未提出の方は別途手続きが必要です）。

1.所得調査の対象となる方	退職年金（議員年金）の受給者及び受給資格がある方
2.所得調査の方法	共済会が退職年金受給資格者の皆様が居住する市区町村から直接次の（1）～（3）の所得情報を取得します。 （1）公的年金等収入金額 （2）給与収入金額 （3）住民税の課税総所得金額 ※所得調査許諾書を提出していない方は課税証明書等を提出願います。
3.退職年金の支給停止期間 （該当になった場合）	平成30年9月支給期～平成31年6月支給期 （平成30年6月分～平成31年5月分）
4.所得調査後のお知らせ	所得調査の結果により、支給額が変更になる場合は、平成30年8月下旬に共済会から各議会事務局を通じ、該当者の方にお知らせいたします。